

「岐阜県地域職業能力開発促進協議会」委員  
(リカレント教育を実施する大学等) 公募要項

1 公募基準

以下の要件を満たす大学等

- (1) 学校教育法における大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校であって、広く社会人を対象とする職業に関する教育訓練（履修証明制度を活用した教育訓練プログラム、企業向けオーダーメイド教育、指定国立大学法人の出資による会社によるもの等）を実施していること。
- (2) 大学等の取組内容について、岐阜県地域職業能力開発促進協議会での周知、構成員間の意見交換を希望していること。

2 就任期間

令和8年5月下旬～令和9年3月31日

3 委員の選定

選定結果は、応募者に対して後日連絡

4 応募方法

令和8年4月17日（金）までに別紙「協議会委員応募票（リカレント教育実施機関用）」に必要事項を記入の上、下記応募先あて電子メール（件名：協議会委員への応募について）にて提出。

5 その他

協議会は年2回（概ね11月、3月）開催予定

6 応募先

岐阜労働局職業安定部訓練課 地域協議会担当

メールアドレス：kunren-gifu@mhlw.go.jp

電話：058-245-1266